

社会福祉法人愛知水鉦会役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知水鉦会の法人役員報酬の支給について定める。

第2条 費用弁償の額は、評議員選任・解任委員会、評議員、理事会及び監事の監査に出席したとき、1日につき10,000円を支給する。

ただし、正職員の中から就任された役員には、支給しないものとする。

第3条 報酬の支払いについては、経理規程に基づき行う。

第4条 この規程の改正は、法人理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成11年3月15日から施行する。

附則

この規程は平成18年3月28日から施行する。

この規程は平成29年6月1日から施行する。